平成２５年（フ）第１０５４号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目11番地11、住民票上の住所神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目８番21号
債務者　梅田　昌弘
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　薫男
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月24日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
静岡県菊川市棚草587番地
債務者　渡辺　正直
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
千葉県野田市桜台164番地の８
債務者　門元　二郎
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本麻里子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月30日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３０８号
千葉県印西市西の原１丁目２番地６棟101号
債務者　藤巻　　博
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　晋
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月30日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６２１３号
東京都町田市旭町１丁目５－３－201
債務者　野村いつか（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　陽子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1580番地５
債務者　安山　京一
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西薗　亮一
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月12日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第５号
鳥取県倉吉市上井315番地11
債務者　千代田真一
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　利明
4　破産債権の届出期間　平成25年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第４６号
広島県尾道市平原１丁目12番36号
債務者　紺羽　　充
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　功治
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
新潟市中央区本馬越２丁目20番７号　フレグランス・ハーモニーＥ102号、前住所新潟市南区大通黄金６丁目５番地８　ハイツ黄金Ｃ棟５号
債務者　山崎　祐樹
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３２号
新潟市東区秋葉通３丁目77番地２　コーポコバヤシ102号、前住所新潟市東区逢谷内１丁目12番16号
債務者　阿部　賢一
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２８号
宮城県石巻市渡波字梨木畑66―14、住民票上の住所大津市伊香立下龍華町584番地の160
債務者　辻中　康夫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４号
三重県名張市つつじが丘北８番町27番地５、前住所奈良県奈良市神功５丁目９番地22　セジュール神功２番館202号
債務者　増井　直也
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第６９号
群馬県高崎市山名町585番地１
債務者　吉田済史郎
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１２号
神戸市西区秋葉台３丁目２番地の12
債務者　鞍田　文子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係